

津波対策編

第1章 総 則

第1節 目 的

本節は、一般対策編第1章第1節を準用する。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は 業務の大綱

本節は、一般対策編第1章第2節を準用する。

第3節 三豊市の地勢等の概況

本節は、地震対策編第1章第3節を準用する。

第4節 被害想定

本節は、地震対策編第1章第4節を準用する。

第5節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が、平成23年12月27日に施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、県及び市の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる3の津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や市と連携・協力して計画的に実施するものとする。なお、県は、基礎調査の実施にあたり、広域的な見地から必要なもの（航空レーザ測量等）として国が実施する調査の成果をできる限り活用するものとする。

3 津波浸水想定の設定

- (1) 県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、この節において「基本指針」という。）」に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表するものとする。
- (2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定するものとする。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。

① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

【防災基本計画（平成23年12月修正）～抜粋～】

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先して、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所・津波避難ビル等や避難路等の整備・確保などの警戒避難体制の整備などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

【防災基本計画（平成23年12月修正）～抜粋～】

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

- (3) 津波浸水想定公表にあたっては、広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるものとする。

4 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

市は、3の津波浸水想定等を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下この節において「推進計画」という。）を作成するため、基本指針に基づき、様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせることで、低頻度ではあるが大規模な被害をもたらす津波にどのような津波防災地域づくりを進めていくのか、その具体の姿を地域の実情に応じて総合的に描くものとする。

5 津波災害警戒区域等の指定

県は、3で設定する津波浸水想定等を踏まえ、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を検討するものとする。

6 津波からの防護のための施設の整備方針等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進するものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者は、地震の発生に備えて、内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 市及び県は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努めるものとする。
- (5) 市は、住民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線の維持管理等に努めるものとする。

7 海岸保全施設の整備等

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、高潮対策事業、局部改良事業等により海岸保全施設の整備を行う。

8 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。

特に、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	市（建設課）、県（都市計画課、建築指導課、住宅課）
--------	---------------------------

1 都市施設の整備促進

(1) 土地区画整理

市は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、生活排水施設等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

(2) 街路の整備

市、県等は、都市計画道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

(3) 公園緑地の整備

市、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における避難地及び被災者の収容地としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

(2) 市街地再開発事業

市、県等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

(3) 住宅地区改良事業

市は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(4) 宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(5) 地区計画による防災まちづくり

市は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

(6) 津波に強いまちづくり

市及び県は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第2節 火災予防計画

本節は、地震対策編第2章第4節を準用する。

第3節 危険物等災害予防計画

本節は、一般対策編第2章第14節を準用する。

第4節 公共施設等災害予防計画

地震・津波による公共施設等の被害は、県民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震・津波に強い施設の確保に努める。

主な実施機関	市（管財課、関係各課）、県（みどり整備課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課）、警察本部、四国地方整備局、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)
--------	---

1 道路施設

- (1) 道路管理者等は、道路施設について、耐震点検結果に基づき、対策工法を決定し、緊急度の高いところから速やかに対策工事を行う。また、落橋、変形等の被害が予想される道路橋等について、橋梁補強工事を行うとともに、長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。さらに、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進するとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。
- (2) 警察本部は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電、電話回線の切断にも対処できるよう信号機電源付加装置、無線回線付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように整備点検、補修工事等を行う。
- (2) 河川管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 県は、主要河川において、災害時の拠点となる水防機能等を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 港湾管理者は、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾施設について耐震性を補強するとともに、防災上重要な高松港、坂出港等において耐震強化岸壁の整備に努める。また、震災時の緊急物資の集積、住民の避難等のための広場、緑地等についても整備に努める。
- (2) 漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、漁港施設について、漁港の技術指針により設計施工を行い安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物についても、耐震性の調査検討を行い必要に応じて補強等の対策を行う。

- (3) 港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。

また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県はそのための啓発等を行うものとする。

なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

4 海岸保全施設

- (1) 海岸管理者は、海岸保全施設について、緊急性の高い箇所から耐震点検や補強等の対策を行うよう努める。

- (2) 海岸管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。

また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県はそのための啓発等を行うものとする。

なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

5 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- ・ 鉄道施設について、橋梁、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- ・ 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- ・ 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- ・ 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

6 廃棄物処理施設

市は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。

7 放送施設

放送事業者は、震災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。

8 都市下水路施設

市は、ポンプ場及び水路等の重要施設については、通常の維持管理等と併せて耐津波性能についても調査・検討を行い、必要に応じ補強等の対策を実施し、施設の機能保持に努めていく。

第5節 ライフライン等災害予防計画

本節は、地震対策編第2章第7節を準用する。

第6節 防災施設等整備計画

本節は、地震対策編第2章第8節を準用する。

第7節 防災業務体制整備計画

本節は、地震対策編第2章第9節を準用する。

第8節 医療救護体制整備計画

本節は、一般対策編第2章第19節を準用する。

第9節 緊急輸送体制整備計画

本節は、一般対策編第2章第20節を準用する。

第10節 避難体制整備計画

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることから、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、避難所、避難路の確保、避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	市（総務課）、県（危機管理課）
--------	-----------------

1 避難所の指定、整備

(1) 市は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性等を考慮して、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある公民館、学校等公共的施設等をあらかじめ避難所として指定・整備するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災機能の充実に努める。

(2) 避難所においては、次の資機材等の整備や防災行政無線等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・貯水槽、仮設トイレ、マット
- ・非常用電源
- ・テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(3) 屋内避難に使用する建物の選定について、市は県に対し県有施設の活用等について協力を求める。県は県有施設が避難所又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力するものとする。

(4) 市は、津波避難対象地区において周囲に高台等がない場合は、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の指定・整備について検討する。なお、津波避難ビル等に指定する場合には、津波浸水が予測される水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物とするとともに、あらかじめ管理者と協定を締結するなど、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

県は、県有施設の津波避難ビル等への指定について、協力するものとする。

2 避難路の選定等

市は、住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

3 避難方法・避難誘導

- (1) 地震・津波発生時には家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市は、三豊警察署と調整を図りながら、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。
- (2) 市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定めるよう努める。

4 避難勧告基準等の策定

市は、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。

5 避難に関する広報

- (1) 市は、避難所、避難路、避難方法、避難勧告及び指示の意味合い等について、避難所等の表示板や誘導用の標識板、今後予想される津波による浸水域・浸水高等の案内板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に周知徹底を図るものとする。
また、避難生活を送る場所として指定された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いを住民へ周知する。
- (2) 市は、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し整備に努めるものとする。なお、避難勧告又は指示については、避難情報伝達システムによるメール配信を伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前にメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。
- (3) 市は、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。
また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (4) 市及び県は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震等に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の伝達体制を整備するよう努めるものとする。
- (5) 市は居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

6 避難計画等の策定

- (1) 市は、津波浸水予測図を基本として、津波避難対象地区を指定するとともに、当該地区については、重点的に自主防災組織の結成及び活動促進に努めるものとする。
指定された避難対象地区内の住民や学校、社会福祉施設、病院、保育所等の管理者等は、避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の備えに努めるものとする。
- (2) 市は、津波浸水予測図をもとに、津波ハザードマップを作成する。作成にあたっては、住民等の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行うものとする。
- (3) 市は、津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、自主防災組織と連携しながら、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波

避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知するものとする。なお、津波避難計画には避難所、避難経路、避難準備情報等の発表等の基準、避難の勧告又は指示の伝達方法等、避難所の設備、物資、救護措置等、避難に関する注意事項等を定めるものとする。

- (4) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

7 防災上重要な施設等の避難計画

- (1) 学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。
- (2) 東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定められた津波浸水区域内の特定事業者は、東南海・南海地震防災対策計画を策定し、円滑な避難等ができるよう備えるものとする。

8 災害時要援護者への対応

市は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

9 帰宅困難者への対応

市及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

10 孤立地域への対応

市は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

11 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - ② 津波からの避難誘導
 - ③ 土嚢等による応急浸水対策
 - ④ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - ⑤ 救助・救急等
 - ⑥ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (2) 水防管理団体等は、津波からの円滑な避難の確保等のために次のような措置を講じるものとする。
- ① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - ② 水門、閘門及び膨脹扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - ③ 水防資機材の点検、整備、配備

【資料11-1 避難所一覧】

第11節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

本節は、地震対策編第2章第13節を準用する。

第12節 文教災害予防計画

本節は、一般対策編第2章第23節を準用する。

第13節 ボランティア活動環境整備計画

本節は、一般対策編第2章第24節を準用する。

第14節 災害時要援護者対策計画

本節は、一般対策編第2章第25節を準用する。

第15節 防災訓練実施計画

本節は、地震対策編第2章第17節を準用する。

第16節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	市（総務課、各課）、県（総務学事課、危機管理課、河川砂防課、教育委員会）、警察本部、防災関係機関
--------	--

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の災害時要援護者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市は、住民に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

市は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・ 災害に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- ・ 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した時に、職員がとるべき具体的な行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

- (1) 市は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測図、津波ハザードマップ等を作成し、住民等に対して周知を図る。また、津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容を広く啓発し、津波を想定した防災訓練を行うなど、適切な避難活動につなげられるよう努める。
- (2) 市は、津波危険予想地域の住民等に対して、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震・津波発生時において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、津波警戒に関する次の内容の普及を図るものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義

- ・ 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 津波注意報・警報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 各地域における津波危険予測地域等に関する知識
- ・ 避難勧告・指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 平素住民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の対策の内容
- ・ 3日分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- ・ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保
- ・ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動

【避難行動に関すること】

- ・ 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで堅固な建物の3階以上や高台等の安全な場所に避難すること。
- ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- ・ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
- ・ 津波注意報でも、危険があるので海水浴や海釣りは行わないこと。

【津波の特性に関すること】

- ・ 津波の第一波は引き波だけではなく、押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで高台等の安全な場所に留まり、沿岸部には近づかないこと。

【津波に関する想定・予測の不確実性】

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ・ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

4 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努

めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、地震や津波に対する避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災教材等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転手等に対する啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転手がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 事業所における防災の促進

市及び県は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において事業者が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取組みに資する情報提供等を進める。

また、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

8 災害情報の提供等

市及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

県は、市の上記施策の実施を支援するものとする。

9 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように公開に努めるものとする。

第17節 自主防災組織育成計画

本節は、地震対策編第2章第19節を準用する。

第18節 愛玩動物の保護計画

本節は、一般対策編第2章第29節を準用する。

第19節 帰宅困難者対策計画

本節は、一般対策編第2章30節を準用する。

第20節 業務継続計画（BCP）策定計画

本節は、地震対策編第2章22節を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を整備する。

主な実施機関	市（各班）、県（全部局）、防災関係機関
--------	---------------------

1 市の活動組織

(1) 防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置されており、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及び実施の推進を図る。

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、市長が必要と認めた場合は災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

【設置基準】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。 2 市内で震度5弱以上の地震を観測し、市内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 香川県に津波警報が発表されたとき。 4 東南海地震が単独で発生したとき。 |
|---|

② 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、本庁舎2階総務部に設置する。2階総務部に設置できない場合には、豊中庁舎3階に設置する。

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

本部長（市長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長とともに事故あるときの代行順位は次のとおりとする。

- ・ 第1順位 （副市長）
- ・ 第2順位 （総務部長）
- ・ 第3順位以降は本部員の中より選出する。

イ 副本部長

副本部長（副市長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員

a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

b 本部員は、教育長、各部長、事務局長及び消防団長をもって充てる。

エ 本部会議

a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に

応じ本部会議を招集する。

- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務部総務班とする。

カ 部

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部を置き、部には班を置く。
- b 各部各班の組織及び分掌事務は別表のとおりとする。
- c 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
なお、部長に事故あるときは、当該部の次長等（ただし、次長を置かない部にあつては、部長の指名する課長等）の職にある者がその職務を代理する。

キ 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置の通知等

災害対策本部を設置又は解散したときは、県、防災関係機関等にその旨を通知するものとする。

⑤ 県との連携

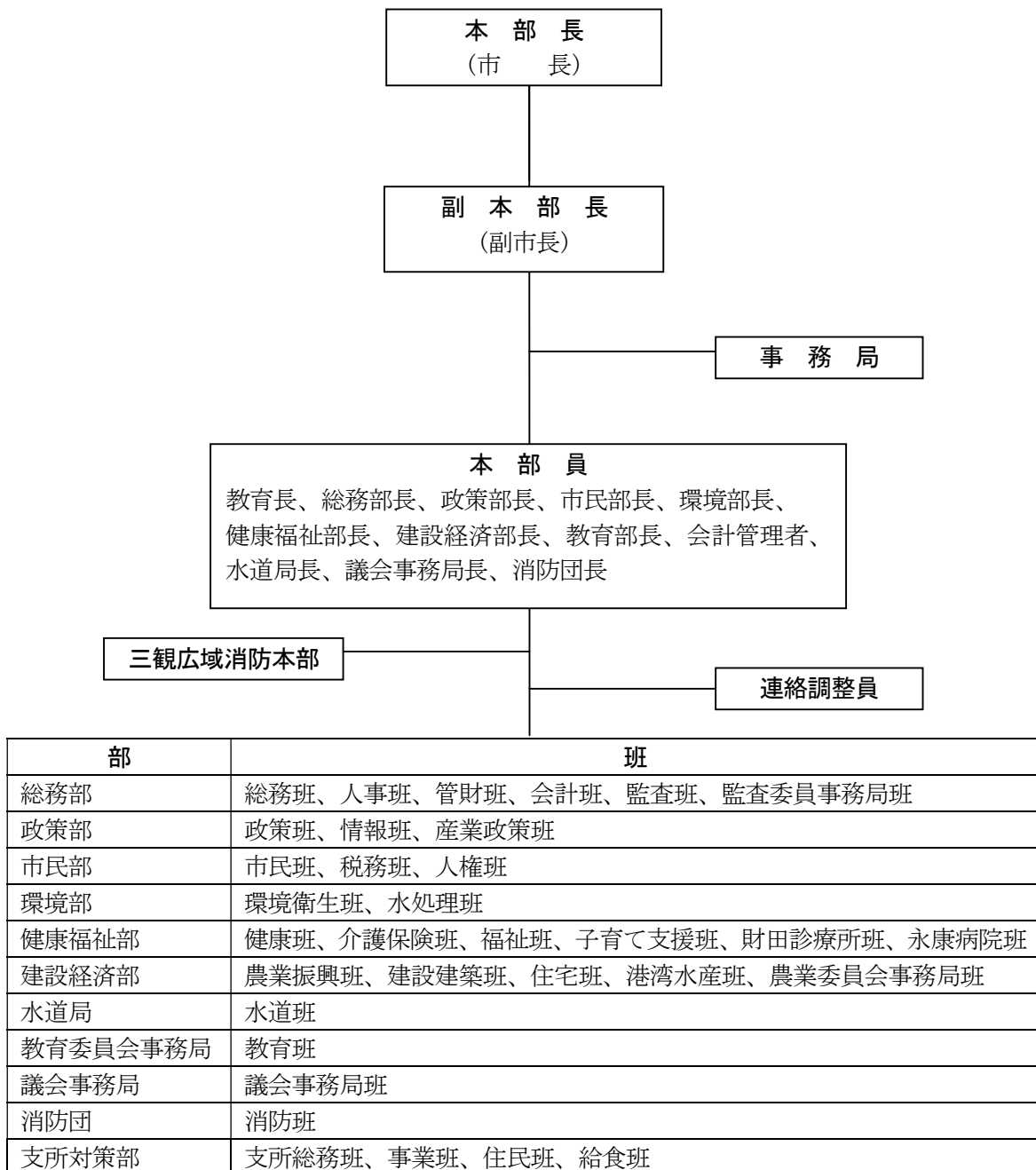
大規模災害の発生等により、県の現地災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は県の現地災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ 災害対策本部の解散

市長は、市の地域内において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【災害対策本部組織図】

【三豊市災害対策本部組織図】



【別表 三豊市災害対策本部各部各班の分掌事務】

部名	班名	課名	事務分掌
総務部	総務班	秘書課 総務課 文書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び廃止に関する事 2 本部員会議及び関係本部員会議に関する事 3 防災指令その他部長命令の下达(かたつ)に関する事 4 避難の勧告等に関する事 5 本部の庶務に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 気象予警報等に関する事 8 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関する事 9 香川県災害対策本部、観音寺警察署、三豊警察署、三観広域消防本部との連絡に関する事 10 その他、他部に属さない事
	人事班	人事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員・配備に関する事 2 他班の応援に関する事
	管財班	管財課 施設管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急工事の契約に関する事 2 公用車の配備に関する事 3 物資車輛等の調達・確保に関する事 4 公共施設等の被災状況に関する事 5 他班の応援に関する事
	会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の受け入れに関する事 2 他班の応援に関する事
	監査委員 事務局班	監査委員 事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務部局の事務に関する事 2 他班の応援に関する事
政策部	政策班	企画財政課 田園都市推 進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算に関する事 2 地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関する事 3 他班の応援に関する事
	情報班	秘書課 企画財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 陳情者及び陳情団の応援に関する事 2 災害時の広聴及び相談に関する事 3 災害時の広報及び記録に関する事 4 報道機関への情報提供に関する事 5 本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事 6 災害に関する写真、映画等による記録に関する事 7 情報ネットワークの災害応急対策に関する事 8 他班の応援に関する事
	産業政策班	産業政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業の災害復旧資金の融資に関する事 2 被災した外国人の支援に関する事 3 他班の応援に関する事

部 名	班 名	課 名	事 務 分 掌
市 民 部	市 民 班	市 民 課	1 市民の被災状況に関すること 2 他班の応援に関すること
	税 務 班	税 務 課	1 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること 2 他班の応援に関すること
	人 権 班	人 権 課	1 他班の応援に関すること
環 境 部	環境衛生班	環境衛生課 バイオマス タウン推進 課	1 一般廃棄物の収集、運搬、処分に関すること 2 災害廃棄物の処理に関すること 3 遺体の処置、埋火葬に関すること 4 死亡獣畜（犬・猫）の収集、処理に関すること 5 道路、溝、河川等の環境整備に関すること 6 環境保全対策に関すること 7 愛玩動物の保護に関すること 8 他班の応援に関すること
	水 処 理 班	水 処 理 課	1 し尿処理施設、生活排水（処理）施設等の防災及び復旧に関すること 2 他班の応援に関すること
健康福祉部	健 康 班	健 康 課	1 災害救助法に基づく医療助産に関すること 2 医師、看護師等の確保に関すること 3 救護班の編成、応急救護所の設置その他の医療助産の調整に関すること 4 被災地の防疫活動の実施に関すること 5 死亡の確認及び死体の検案に関すること 6 他班の応援に関すること
	介護保険班	介護保険課	1 災害時要援護者対策（要介護者）に関すること 2 他班の応援に関すること
	福 祉 班	福 祉 課	1 災害救助法に基づく救助に関する部及び支所対策本部との連絡・調整及び指導に関すること 2 災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること 3 避難所に関すること 4 義援金の配分に関すること 5 救援物資に関すること 6 日本赤十字社との連絡調整に関すること 7 災害時要援護者対策（高齢者・障害者・難病者）に関すること 8 社会福祉協議会との調整に関すること 9 災害ボランティアに関すること（他部に関するものを除く） 10 その他災害救助に関し、他の所管に属さないこと 11 他班の応援に関すること
	子育て支援班	子育て支援課	1 入所児童の保護及び応急保育に関すること 2 保育施設の防災及び復旧に関すること 3 他班の応援に関すること

	財田診療所班	財田診療所	1 財田診療所による医療班の編成に関する事 2 財田診療所の災害応急対策に関する事
	永康病院班	永康病院	1 永康病院による医療班の編成に関する事 2 永康病院の災害応急対策に関する事

部 名	班 名	課 名	事 務 分 掌
建設経済部	農業振興班	農業振興課 土地改良課	1 被災者等への食料の確保、給与に関する事 2 農林業施設の防災及び復旧に関する事 3 農林業の災害復旧資金の融資に関する事 4 農産物、家畜等の災害対策に関する事 5 他班の応援に関する事
	建設建築班	建設課 建築課 用地課	1 河川、道路、橋梁、公園等の防災及び復旧に関する事 2 緊急輸送路の確保に関する事 3 被災建築物・宅地危険度判定に関する事 4 応急仮設住宅の用地確保・建設工事に関する事 5 他班の応援に関する事
	住宅班	住宅課	1 市営住宅の入居者の安全確保と応急修理に関する事 2 市営住宅への一時入居に関する事 3 応急仮設住宅・借上げ住宅の管理に関する事 4 他班の応援に関する事
	港湾水産班	港湾水産課	1 港湾施設の防災及び復旧に関する事 2 海上輸送の確保に関する事 3 水産施設の防災及び復旧に関する事 4 水産施設の災害復旧資金の融資に関する事 5 他班の応援に関する事
	農業委員会事務局班	農業委員会事務局	1 建設経済部局の事務に関する事 2 他班の応援に関する事
水道局	水道班	水道課	1 給水区域への給水の確保に関する事 2 飲料水の供給に関する事 3 他班の応援に関する事
教育委員会事務局	教育班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 人権教育課 少年育成センター 学校給食課	1 児童・生徒等の保護及び応急教育に関する事 2 教育施設の防災及び復旧に関する事 3 災害救助法に基づく学用品の給与に関する事 4 文化財の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 5 他班の応援に関する事
議会事務局	議会事務局班	議会事務局	1 災害に対する議会活動に関する事 2 他班の応援に関する事
消防団	消防班	消防団	1 被災者の救出・救助・救急に関する事 2 消防活動及び水防活動に関する事

部 名	班 名	課 名	事 務 分 掌
支所対策部	支所総務班	支 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 支所災害対策本部の運営に関する事 2 本部長の命令及び指示の伝達に関する事 3 支所職員の非常招集及び動員に関する事 4 支所庁舎の総合調整に関する事 5 災害情報等の受領及び伝達に関する事 6 市民に対する広報・情報の伝達及び人心の安定に関する事 7 被害情報、災害応急対策実施状況等に関する情報の取りまとめ及び災害対策本部への報告に関する事 8 市民からの被害情報、応急災害対策実施状況等に関する情報の取りまとめに関する事 9 関係機関への連絡調整に関する事 10 消防団との連絡調整に関する事 11 救急救助に関する事 12 応急救護所の開設・運営に関する事 13 災害証明等の災害に関する諸証明の発行に関する事 14 他班との連絡・調整・応援に関する事
	事 業 班	支 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現地の状況調査に関する事 2 建設資材の調達に関する事 3 道路橋梁の被害調査に関する事 4 障害物の除去に関する事 5 河川の被害調査に関する事 6 公営住宅の被害調査に関する事 7 生活排水施設等の被害調査に関する事 8 災害に関する広報広聴に関する事 9 商工業関係の被害調査に関する事 10 農作物の被害調査に関する事 11 漁業施設の被害調査に関する事 12 山林関係の被害調査に関する事 13 他班の応援に関する事

	住民班	支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 独居老人との連絡に関すること 2 救助物資の配給に関すること 3 消毒剤の配布、その他防疫に関すること 4 被災者の安否問合わせに関すること 5 災害相談に関すること 6 応急食料の配給に関すること 7 被災による身元不明の死者の収容に関すること 8 水質汚濁その他公害に係る調査に関すること 9 避難所（市立学校及び公民館）及び同施設の管理保全に関すること 10 災害時要援護者対策に関すること 11 他班の応援に関すること
	給食班	必要に応じ調整	<ol style="list-style-type: none"> 1 炊き出しに関すること 2 他班の応援に関すること

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【地震の場合】

区分	配備基準	配備内容
第1次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三豊市域で震度4の地震が発生したとき 2. 西讃地域に津波注意報が発表されたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員のうち、あらかじめ定められた者は、あらかじめ定められた場所へ速やかに登庁する。 2. 各支所長及び各課の職員のうち、あらかじめ定められた職員はそれぞれの支所へ登庁する。
第2次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三豊市域で震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2. 西讃地域に津波警報が発表されたとき (災害対策本部を設置するとき) 3. 東南海地震の単独発生を受けて、災害対策本部が設置されたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員のうち、あらかじめ定められた者は、あらかじめ定められた場所へ速やかに登庁する。 <p>※ただし、あらかじめ定められた場所へ登庁することが困難な場合は最寄の支所へ速やかに登庁する。その場合に職員は各自の所属長に登庁場所を連絡し、当該場所の所属長の指示に従い災害応急対策に従事する。</p>
第3次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三豊市域で震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 西讃地域に大津波警報が発表されたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全職員は、あらかじめ定められた場所へ速やかに登庁する。 <p>※ただし、あらかじめ定められた場所へ登庁することが困難な場合は最寄の支所へ速やかに登庁する。その場合に職員は各自の所属長に登庁場所を連絡し、当該場所の所属長の指示に従い災害応急対策に従事する。</p>

(2) 動員体制の確立

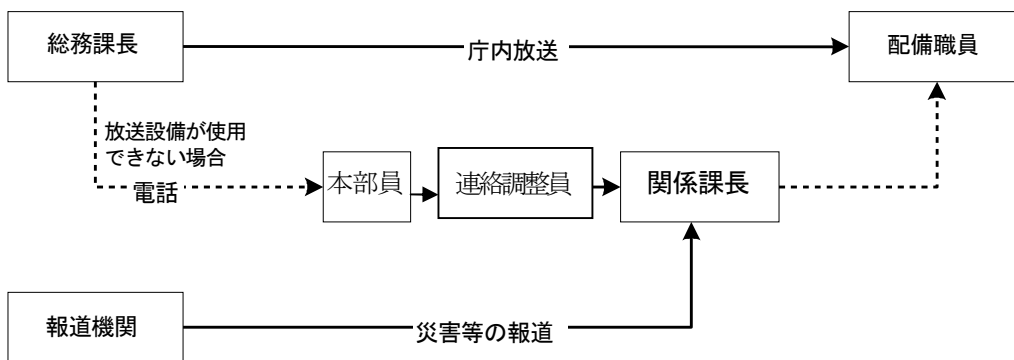
- ① 災害対策本部の部長に充てられる者は、配備基準に従って、それぞれの部の動員計画（所管する出先機関を含む。）を作成し、職員に周知する。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 動員の方法

① 勤務時間内における動員

総務課長は、地震が発生したとき又は津波注意報・警報が発表されたとき、庁内放送等により、当該情報の内容を伝達する。放送設備が使用できない場合は、電話により、主管課等を通じて関係所属に伝達する。

関係所属長は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。



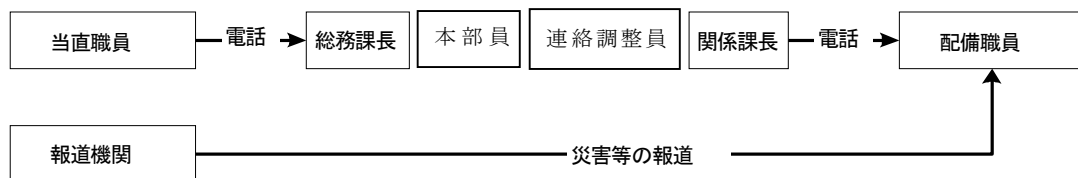
【勤務時間内における動員伝達】

② 勤務時間外における動員

ア 職員は、地震の発生を知ったときは、テレビ、ラジオ等報道機関により県内の震度や津波に関する情報を確認するとともに、配備基準に従い、自主的に参集するものとする。

また、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

イ 電話連絡等が可能な場合は、当直職員から総務課長へ、総務課長から関係所属長へ電話等で当該情報の内容を伝達する。関係所属長は、総務課長からの情報又は放送機関等からの情報に基づき、事前に指定した職員を配備する。



【勤務時間外における動員伝達】

ウ 参集する場所は、原則として各自の配備場所とする。

被害の状況等により配備場所に参集できない職員は、最寄の支所等に参集する。この場合、職員は各自の所属長に参集場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害応急対策に従事する。

③ 災害対策本部設置時における動員

ア 災害対策本部各部の動員は、本部員から連絡調整員を通じて行うものとし、連絡調整員から各課へ、各課から指定職員へ連絡する。

イ 動員を行った場合、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、事務局長に報告する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

【資料1-2 三豊市防災会議条例】

【資料1-1 三豊市災害対策本部条例】

第2節 広域的応援計画

本節は、地震対策編第3章第2節を準用する。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

本節は、一般対策編第3章第3節を準用する。

第4節 地震・津波情報等伝達計画

本節は、地震対策編第3章第4節を準用する。

第5節 災害情報収集伝達計画

本節は、地震対策編第3章第5節を準用する。

第6節 通信運用計画

本節は、地震対策編第3章第5節を準用する。

第7節 広報活動計画

本節は、一般対策編第3章第7節を準用する。

第8節 災害救助法適用計画

本節は、一般対策編第3章第8節を準用する。

第9節 救急救助計画

本節は、一般対策編第3章第9節を準用する。

第10節 医療救護計画

本節は、一般対策編第3章第10節を準用する。

第11節 消防活動計画

本節は、地震対策編第3章第11節を準用する。

第12節 緊急輸送計画

本節は、一般対策編第3章第11節を準用する。

第13節 交通確保計画

本節は、地震対策編第3章第13節を準用する。

第14節 避難計画

本節は、地震対策編第3章第14節を準用する。

第15節 食料供給計画

本節は、一般対策編第3章第14節を準用する。

第16節 給水計画

本節は、一般対策編第3章第15節を準用する。

第17節 生活必需品等供給計画

本節は、一般対策編第3章第16節を準用する。

第18節 防疫及び保健衛生計画

本節は、一般対策編第3章第17節を準用する。

第19節 廃棄物処理計画

本節は、一般対策編第3章第18節を準用する。

第20節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

本節は、一般対策編第3章第19節を準用する。

第21節 住宅応急確保計画

本節は、一般対策編第3章第20節を準用する。

第22節 社会秩序維持計画

本節は、一般対策編第3章第21節を準用する。

第23節 文教対策計画

本節は、一般対策編第3章第22節を準用する。

第24節 公共施設等応急復旧計画

本節は、地震対策編第3章第24節を準用する。

第25節 ライフライン等応急復旧計画

本節は、一般対策編第3章第24節を準用する。

第26節 農林水産関係応急対策計画

本節は、地震対策編第3章第26節を準用する。

第27節 二次災害防止対策計画

本節は、地震対策編第3章第27節を準用する。

第28節 危険物等災害対策計画

本節は、地震対策編第3章第28節を準用する。

第29節 ボランティア受入計画

本節は、一般対策編第3章第26節を準用する。

第30節 災害時要援護者応急対策計画

本節は、一般対策編第3章第26節を準用する。

第31節 水防活動計画

津波による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動を行う。

主な実施機関	市（総務班、農業振興班、建設建築班、港湾水産班）、県（土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）、四国地方整備局
--------	---

1 水防活動

- (1) 市及び県は、それぞれの水防計画において、津波に係る水防活動についてすみやかに定めるものとする。
- (2) 市は、津波災害の発生が予想されるときは、(1)で定める水防計画により水防体制をとるものとする。
- (3) 河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、津波災害の発生が予想されるときは、水防計画に定めるところにより適切な操作を行い、被害の軽減、防止に努める。
- (4) 津波に係る水防活動にあたっては、水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導等の活動を実施するものとする。

【資料5-3 水防倉庫等一覧】

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

主な実施機関	市（各課）、県（全部局）、防災関係機関
--------	---------------------

1 原状復旧

- (1) 市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

2 計画的復興

- (1) 市は、大規模な震災により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。
- (2) 市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、地震・津波に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 市及び県は、津波に強いまちづくりに当たっては、必要に応じて、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難所・津波避難ビル等、避難路などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とするものとする。
- (4) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

本節は、一般対策編第4章第2節を準用する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

本節は、一般対策編第4章第3節を準用する。

第4節 義援金等受入配分計画

本節は、一般対策編第4章第4節を準用する。

